

建 築 家 憲 章

(職能5項目に替えて)

平成元年7月19日

改訂 平成16年5月26日

改訂 平成17年5月27日

改訂 平成30年6月26日

建築家は、自らの業務を通じて先人が築いてきた社会的・文化的な資産を継承発展させ、地球環境をまもり安全で安心できる快適な生活と文化の形成に貢献します。

(創造行為)

建築家は、高度の専門技術と芸術的感性に基づく創造行為として業務を行います。

(公正中立)

建築家は、自由と独立の精神を堅持し、公正中立な立場で依頼者と社会に責任を持って業務に当たります。

(たゆみない研鑽)

建築家は、たゆみない研鑽によって自らの能力を高め役割を全うします。

(倫理の堅持)

建築家は、常に品性をもって行動し倫理を堅持します。

公益社団法人日本建築家協会（JIA）正会員は上記憲章のもとに集う建築家です。